

今後のスケジュール

検討項目	平成 24 年度									平成 25 年度		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
1.現況調査		■	■	■	■							
2.市民や公共交通利用者のニーズ把握調査			■	■	■	■						
3.現況課題の把握					■	■	■					
4.公共交通計画の検討						■	■	■				
備前市公共交通会議												
パブリックコメント									←→			
パブリックコメントに関する地域意見交換会									2/13,14			
モデル地域での意見交換会										←→		
モデル地域での運行事業者の選定											←→	
国への事業申請(申請する場合)												

国の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用する場合の注意点

< 国への事業計画の申請スケジュール >

国の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用して運行を行う場合、前もって国へ詳細な事業計画を提出する必要があります。例えば、平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月のどこかの期間で運行を行う場合は、平成 25 年 6 月末までに詳細な事業計画（運行経路、運行回数、運行形態、運行事業者等）を公共交通会議で承認した上で、国に申請する必要があります。

< 対象路線 >

「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる路線は、これまで公共交通サービスが実施されていなかった地域へ導入される新しい路線が基本となります。既存路線の変更等については、補助対象となるか否かについて、国への確認が必要です。